管理番号 No.　　.

# 重要事項説明書
# 契約書
# 個人情報使用同意書
## (訪問看護及び指定介護予防)

利用者：　　様

**※患者様の氏名を記載してください**

事業者：アズール訪問看護ステーション川口事業所

「利用者」様と、株式会社ノヴァメディカルサービス（以下、「事業者」といいます）の営むアズール訪問看護ステーション（以下、「事業所」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）について、つぎのとおり契約を結びます。

# 〈重要事項説明書〉

## 1　当事業者・事業所の概要

### (1)　事業者の概要

| | |
|---|---|
| 事業者名 | 株式会社ノヴァメディカルサービス |
| 所在地 | 〒333-0866　埼玉県川口市芝 4-6-6　2 階 |
| 連絡先 | TEL:03－5846-9049 |
| 代表者氏名 | 三田村　春花 |

### (2)　事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所名 | **アズール訪問看護ステーション　川口事業所** |
| 所在地 | 埼玉県川口市<br>芝 4-6-6　2 階 |
| 連絡先 | TEL:048-291-9872　FAX:048－291-9873 |
| 管理者名 | 髙橋　拓磨 |
| サービス種類 | 訪問看護、介護予防 |
| 介護保険事業所番号 | 1160290874 |
| サービス提供地域 | 川口市、さいたま市、戸田市、草加市、蕨市 |

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (3)　**営業時間**

| | |
|---|---|
| **平日** | **午前 9：00 ～ 午後 6：00** |
| **土曜日** | **午前 9：00 ～ 午後 6：00** |
| **定休日** | **日、祝、年末年始** |

### (4)　職員体制

常勤換算 2.5 人以上

（4）事業所の職員体制

| | |
|---|---|
| 管理者 | 保健師又は看護師です。<br>従業者及び業務の管理を行います。但し、適時訪問看護も行います。 |
| 看護職員 | 保健師、看護師、准看護師のいずれかを常勤換算 2.5 名以上配置します。そのうち一名は常勤とします。看護指示書に伴い看護業務を行います。 |
| 作業療法士等 | 作業療法士は、利用者の心身機能、生活機能、日常生活動作、社会参加の維持向上を目的とした支　援を行う。 |
| 事務員 | 事業所の業務に関連した事務を行います。 |
| 看護補助者 | 看護業務の補助を行う者をいいます。事務員が適宜看護補助者も兼務しています。 |

## 2　事業の目的・運営方針

### (1)　目的

主治の医師が必要を認めた利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した

日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

（2） 運営方針
事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を合わせて、可能な限りそのご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

３ 事業の内容
病状（精神・身体）の観察・相談、服薬支援、通院継続支援・相談、日常生活の維持向上、対人関係の維持向上、家族支援、社会資源の活用の相談、他の支援機関との連携、その他医師の指示による医療処置

## 4 虐待相談・苦情・連絡等の窓口
## TEL ：048-291-9872

**連絡は基本的に LINE の活用をお願いしております。**
**ただし、担当看護師の変更を希望される場合は、必ず上記の連絡窓口までお電話にてご相談ください。LINE メッセージでの申し出は受け付けておりませんので、ご了承ください。**

担 当 部 署： アズール訪問看護ステーション川口事業所 相談窓口
担 当 者： 髙橋 拓磨 （担当者不在の場合は、担当者以外が対応いたします）
受 付 時 間：月～土曜日 午前９：00～午後６：00 （日曜、国民の祝日、年末年始を除く）

その他の連絡窓口
川口市役所 介護保険課 事業者係
048-259-7293
8 時 30 分～17 時 15 分(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
048-824-2568
月曜日～金曜日まで 8 時半～正午、午後 1 時～午後 5 時（年末年始、祝日を除く）

5 サービスの利用方法
（1） サービスの利用開始
居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
（2） サービスの終了
① 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 7 日前までに、文書で通知いたします。
② 契約解除
・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払いを 60 日以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書（電磁的記録を含む）で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者が亡くなられた場合
④ その他
・訪問枠に空きができた場合は、電話やLINE等を用いてご連絡をさしあげることがございます。
・訪問回数は保険により制限がございます。制限範囲内でしたら都度訪問回数を増やすことが可能です。適宜ご連絡・ご質問ください。
※医療保険の利用者は基本的に週3回まで訪問可能となることが多いです。また、訪問時間は主に1回30分～40分間となります。
・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります

## ５　利用料金

### （1）　利用料

「訪問看護料金表」を参照

### （2）　自費による訪問サービスの利用料

利用制限以上に訪問看護サービスを希望される場合（医療保険をご利用の方は週4回以上の訪問など）は自費による訪問看護サービスを受けられます。保険適応外の訪問となるため、「訪問看護料金表」の【費用額　10割負担】を全額自己負担いただくこととなります。詳細や質問などは適宜お尋ねください。

### （3）　キャンセル料

・ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合、キャンセル料はいただきません。
・ご利用日の前営業日の１８時を過ぎてからご連絡をいただいた場合、1回につき2,000円のキャンセル料を頂戴します。
　無連絡キャンセルは、1回につき3,000円のキャンセル料を頂戴します。
※　「営業日」とは、当ステーションの営業日（休業日を除く）をいいます。
※キャンセル料には別途消費税が課税されます。また、公費制度の対象外のため、後日返金はされません。
・緊急入院等のやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

## ６．訪問の変更・キャンセル（振替）について

### (1)　訪問日時の変更またはキャンセルをご希望の場合

・できるだけ早めにご連絡ください。早めのご連絡により、訪問枠の調整や振替訪問のご提案がしやすくなります。
・可能な場合は、別日への振替訪問をご案内しております。振替の場合はキャンセル扱いになりませんので、キャンセル料も発生しません。ご希望の場合は、可能な日時をお知らせください
※訪問枠の状況によりご希望に添えない場合があります。
※訪問回数によっては翌週への振替訪問ができない場合がございます。

### (2)　変更・キャンセルのご連絡

・原則として事業所指定の公式LINEよりご連絡ください。
・ご連絡の際は「変更・キャンセル理由」および「振替希望日（可能であれば複数候補）」をご入力の上、送信してください。

### (3)　主治医への報告について

・キャンセルや変更の状況は、体調変化や訪問頻度の変化を共有するため、必要に応じて主治医へ報告させていただく場合があります。

## ７．利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分の明細を請求書に付して利用月の翌月10日までに利用者に送付します。利用者は

**請求書に記載された金額を事業者の定める方法によりお支払いいただきます。**

８． 個人情報の保護
利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」を遵守し適切な取扱に努めます。詳細は「個人情報使用同意書」をご確認ください。

９． 緊急時の対応方法
当事業所が訪問看護サービスを提供中に、ご利用者様の容体の急変その他緊急の対応を要すると判断した場合は、主治医、救急隊、ご家族（親族）、居宅介護支援事業者等の関係機関へ速やかに連絡いたします。なお、状況により、当事業所の判断にて、ご家族へご連絡する前に救急隊を要請する場合があります。

# 〈契約書〉

第１条　(契約の目的)
事業者は、利用者に対し、介護保険法令等の関係法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
第２条　(契約期間)
1．　この契約の契約期間は、本書類に署名をいただいた日から、利用者の要介護（予防）認定の有効期間満了日まで、若しくは利用者が終了意思表示されるまでの期間とします。ただし、第９条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2．　利用者から事業者に対し、契約満了日の 30 日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第３条　(訪問看護計画の作成・変更)
1.　事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2.　訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3.　事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4.　次のいずれかに該当する場合、事業者は、第１条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
1　利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
2　利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5.　事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面で説明を行い（電磁的記録を含む）、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第４条　(主治医との関係)
1．　事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2．　事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第５条　(訪問看護サービスの内容)
1．　利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、「重要事項説明書」に記載されているとおりです。
2．　事業者は、「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3．　事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第３条によって作成された訪問看護計画に基づき利用者に対して「重要事項説明書」に定めた訪問看護のサービスを提供します。

4．　利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護・医療保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、新たなサービス内容を記載した訪問看護料金表を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

第６条　（サービス提供の記録）
1．　事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2．　事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も２年間保管します。
3．　利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第２項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4．　利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第２項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については「重要事項説明書」に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。
第７条　（料金）
1．　利用者は、訪問看護のサービスの対価として、「重要事項説明書」に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2．　事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月 10 日までに利用者に送付します。
3．　利用者は、当月料金の合計額を事業者の指定する方法で支払います。
4．　利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は利用者の負担とします。
**5．　介護・医療保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって、事業者に保険給付金が支払われない場合があります。その場合、介護保険適用外の料金をいただき、訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービス提供証明書を、後日役所の窓口に提出し、差額の払い戻しを受けていただきます。**

第８条　（料金の変更）
1．　事業者は、利用者に対して、３０日前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2．　利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく訪問看護料金表を作成し、相互に取り交わします。
3．　利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第９条　（契約の終了）
1．　利用者は事業者に対して、７日以上の予告期間をおいて文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が７日以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2．　事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、７日以上の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3．　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
1　　事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
2　　事業者が守秘義務に反した場合
3　　事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
4　　事業者が破産した場合
4．　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
1　　利用者のサービス利用料金の支払いが 60 日以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合
2　　利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5．　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1　　利用者が介護保険施設に入所した場合
2　　利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
3　　利用者が死亡した場合

第１０条　(訪問看護師の交替)
1．　利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
2．　事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3．　事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

第１１条　(サービスの中止)
1．　利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後６時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2．　利用者が、サービス実施日の前営業日の午後６時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は､事業者は利用者に対して、「重要事項説明書」に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第７条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第１２条　(秘密保持)
1．　事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2．　事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第１３条　(緊急時の対応)
事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第１４条　(賠償責任)
1．　事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2．　第１項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第１５条　(身分証携行義務)
訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第１６条　(協議義務)
利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第１７条　(連携)
事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第１８条　（相談・苦情対応）
事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。
事業所は担当者を管理者とします。　【　管理者　髙橋拓磨　】

第１９条　（本契約に定めのない事項）
1．　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2．　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第２０条　（裁判管轄）
この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

# ＜個人情報使用同意書＞

私（利用者およびその家族）は個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的
（1）　利用者のための訪問看護サービス計画又は居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、地域ケア会議、介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整等において必要な場合
（2）　**主治医又は歯科医師、提携薬局等への報告や連絡の際に必要な場合**
（3）　利用者の事情により入院又は入所に至った場合、在宅での医療的状況の意見を求められた場合
（4）　感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

2 使用する事業所の範囲
利用者の居宅支援事業所、関わるサービス事業所、管轄の保健センターや市役所の担当者

3 使用する期間契約で定める期間
　契約で定める期間

4 条件
（1）　個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
（2）　個人情報を使用した会議においては、出席者、内容等を記録しておくこと

以上

# 令和8年6月以降　訪問看護料金表【医療保険】※精神科訪問看護

## 基本療養費Ⅰ（同一建物居住者以外）

基本療養費Ⅰ（管理療養費＋加算分）×負担割合となります。
利用料の10円未満の端数は、内訳の合計と実際のお支払額が異なる場合があります。
特別受給者証などをお持ちの方は各自治体により自己負担額が変わります。

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥14,700 | ¥1,470 | ¥2,940 | ¥4,410 |
| | 30分未満 | ¥13,520 | ¥1,352 | ¥2,704 | ¥4,056 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥8,080 | ¥808 | ¥1,616 | ¥2,424 |
| | 30分未満 | ¥6,900 | ¥690 | ¥1,380 | ¥2,070 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥9,080 | ¥908 | ¥1,816 | ¥2,724 |
| | 30分未満 | ¥7,730 | ¥773 | ¥1,546 | ¥2,319 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥5,050 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥3,870 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥6,050 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥4,870 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥4,250 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥5,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥4,250 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥6,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥5,100 | ¥3,010 | | | ¥20 |

◉参考：基本療養費Ⅱ（同一建物・同一日3人以上9人以下）看護師等

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,430 | ¥1,243 | ¥2,486 | ¥3,729 |
| | 30分未満 | ¥11,780 | ¥1,178 | ¥2,356 | ¥3,534 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥5,810 | ¥581 | ¥1,162 | ¥1,743 |
| | 30分未満 | ¥5,160 | ¥516 | ¥1,032 | ¥1,548 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥6,310 | ¥631 | ¥1,262 | ¥1,893 |
| | 30分未満 | ¥5,580 | ¥558 | ¥1,116 | ¥1,674 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥5,050 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥3,870 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥6,050 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥4,870 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥4,250 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥5,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥4,250 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥6,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥5,100 | ¥3,010 | | | ¥20 |

◉参考：基本療養費Ⅲ（同一建物・同一日3人以上9人以下）准看護師

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,180 | ¥1,218 | ¥2,436 | ¥3,654 |
| | 30分未満 | ¥11,590 | ¥1,159 | ¥2,318 | ¥3,477 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥5,560 | ¥556 | ¥1,112 | ¥1,668 |
| | 30分未満 | ¥4,970 | ¥497 | ¥994 | ¥1,491 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥6,060 | ¥606 | ¥1,212 | ¥1,818 |
| | 30分未満 | ¥5,390 | ¥539 | ¥1,078 | ¥1,617 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥2,530 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,940 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥3,030 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,360 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥2,550 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥3,870 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥4,250 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥3,050 | ¥3,010 | | | ¥20 |

◉参考：基本療養費Ⅳ（同一建物・同一日3人以上9人以下）准看護師

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥11,590 | ¥1,159 | ¥2,318 | ¥3,477 |
| | 30分未満 | ¥11,000 | ¥1,100 | ¥2,200 | ¥3,300 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥5,560 | ¥556 | ¥1,112 | ¥1,668 |
| | 30分未満 | ¥4,970 | ¥497 | ¥994 | ¥1,491 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥6,060 | ¥606 | ¥1,212 | ¥1,818 |
| | 30分未満 | ¥5,390 | ¥539 | ¥1,078 | ¥1,617 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥2,530 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,940 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥3,030 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,360 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥2,550 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥3,870 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥4,250 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥3,050 | ¥3,010 | | | ¥20 |

◉基本利用料　基本療養費Ⅰ（准看護師）

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥14,700 | ¥1,470 | ¥2,940 | ¥4,410 |
| | 30分未満 | ¥13,520 | ¥1,352 | ¥2,704 | ¥4,056 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥8,080 | ¥808 | ¥1,616 | ¥2,424 |
| | 30分未満 | ¥6,900 | ¥690 | ¥1,380 | ¥2,070 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥9,080 | ¥908 | ¥1,816 | ¥2,724 |
| | 30分未満 | ¥7,730 | ¥773 | ¥1,546 | ¥2,319 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥2,130 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,780 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥2,130 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,780 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥2,130 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥2,780 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,130 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥3,280 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,550 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |

◉参考：基本療養費Ⅱ（同一建物・同一日3人以上9人以下）准看護師

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,180 | ¥1,218 | ¥2,436 | ¥3,654 |
| | 30分未満 | ¥11,590 | ¥1,159 | ¥2,318 | ¥3,477 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥5,560 | ¥556 | ¥1,112 | ¥1,668 |
| | 30分未満 | ¥4,970 | ¥497 | ¥994 | ¥1,491 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥6,060 | ¥606 | ¥1,212 | ¥1,818 |
| | 30分未満 | ¥5,390 | ¥539 | ¥1,078 | ¥1,617 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥2,530 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,940 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥3,030 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,360 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥2,550 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥3,870 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥4,250 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥3,050 | ¥3,010 | | | ¥20 |

◉基本利用料　基本療養費Ⅲ（同一日2人以上看護師等）※基本療養費Ⅰ・Ⅱ相当

| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,180 | ¥1,218 | ¥2,436 | ¥3,654 |
| | 30分未満 | ¥11,590 | ¥1,159 | ¥2,318 | ¥3,477 |
| 週3日まで | 30分以上 | ¥5,560 | ¥556 | ¥1,112 | ¥1,668 |
| | 30分未満 | ¥4,970 | ¥497 | ¥994 | ¥1,491 |
| 週4日目以降 | 30分以上 | ¥6,060 | ¥606 | ¥1,212 | ¥1,818 |
| | 30分未満 | ¥5,390 | ¥539 | ¥1,078 | ¥1,617 |

詳細

| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 週3日まで | ¥2,530 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,940 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥3,030 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,360 | ¥3,010 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月の初日 | ¥2,550 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 週3日まで | ¥3,870 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,550 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 週4日目以降 | ¥4,250 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥3,050 | ¥3,010 | | | ¥20 |

| ●参考 :基本療養費Ⅲ (同一建物 ·同一日10人以上19人以下)看護師等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,410 | ¥1,241 | ¥2,482 | ¥3,723 |
| | 30分未満 | ¥11,760 | ¥1,176 | ¥2,352 | ¥3,528 |
| 月20日目まで | 30分以上 | ¥5,790 | ¥579 | ¥1,158 | ¥1,737 |
| | 30分未満 | ¥5,140 | ¥514 | ¥1,028 | ¥1,542 |
| 月21日目以降 | 30分以上 | ¥5,690 | ¥569 | ¥1,138 | ¥1,707 |
| | 30分未満 | ¥5,040 | ¥504 | ¥1,008 | ¥1,512 |
| 詳細 | | | | | |
| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
| 月の初日 | ¥2,760 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,110 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月20日目まで | ¥2,760 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,110 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 月21日目以降 | ¥2,660 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥2,010 | ¥3,010 | | | ¥20 |

| ●参考 :基本療養費Ⅲ (同一建物 ·同一日10人以上19人以下)准看護師 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,170 | ¥1,217 | ¥2,434 | ¥3,651 |
| | 30分未満 | ¥11,580 | ¥1,158 | ¥2,316 | ¥3,474 |
| 月20日目まで | 30分以上 | ¥5,550 | ¥555 | ¥1,110 | ¥1,665 |
| | 30分未満 | ¥4,960 | ¥496 | ¥992 | ¥1,488 |
| 月21日目以降 | 30分以上 | ¥5,450 | ¥545 | ¥1,090 | ¥1,635 |
| | 30分未満 | ¥4,860 | ¥486 | ¥972 | ¥1,458 |
| 詳細 | | | | | |
| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
| 月の初日 | ¥2,520 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥1,930 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月20日目まで | ¥2,520 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,930 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| 月21日目以降 | ¥2,420 | ¥3,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,830 | ¥3,010 | | | ¥20 |

| ●参考 :基本療養費Ⅲ (同一建物 ·同一日20人以上49人以下)看護師等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,360 | ¥1,236 | ¥2,472 | ¥3,708 |
| | 30分未満 | ¥11,720 | ¥1,172 | ¥2,344 | ¥3,516 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | 30分以上 | ¥5,240 | ¥524 | ¥1,048 | ¥1,572 |
| | 30分未満 | ¥4,600 | ¥460 | ¥920 | ¥1,380 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥5,040 | ¥504 | ¥1,008 | ¥1,512 |
| | 30分未満 | ¥4,400 | ¥440 | ¥880 | ¥1,320 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,940 | ¥494 | ¥988 | ¥1,482 |
| | 30分未満 | ¥4,300 | ¥430 | ¥860 | ¥1,290 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | 30分以上 | ¥4,840 | ¥484 | ¥968 | ¥1,452 |
| | 30分未満 | ¥4,200 | ¥420 | ¥840 | ¥1,260 |
| 詳細 | | | | | |
| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
| 月の初日 | ¥2,710 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥2,070 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | ¥2,710 | ¥2,510 | | | ¥20 |
| | ¥2,070 | ¥2,510 | | | ¥20 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,710 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| | ¥2,070 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,610 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| | ¥1,970 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | ¥2,610 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| | ¥1,970 | ¥2,210 | | | ¥20 |

※ 管理療養費は、単一建物居住者20人以上49人以下の場合、月の訪問日数で変動します。

| ●参考 :基本療養費Ⅲ (同一建物 ·同一日20人以上49人以下)准看護師 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,120 | ¥1,212 | ¥2,424 | ¥3,636 |
| | 30分未満 | ¥11,540 | ¥1,154 | ¥2,308 | ¥3,462 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | 30分以上 | ¥5,000 | ¥500 | ¥1,000 | ¥1,500 |
| | 30分未満 | ¥4,420 | ¥442 | ¥884 | ¥1,326 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,800 | ¥480 | ¥960 | ¥1,440 |
| | 30分未満 | ¥4,220 | ¥422 | ¥844 | ¥1,266 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,700 | ¥470 | ¥940 | ¥1,410 |
| | 30分未満 | ¥4,120 | ¥412 | ¥824 | ¥1,236 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | 30分以上 | ¥4,600 | ¥460 | ¥920 | ¥1,380 |
| | 30分未満 | ¥4,020 | ¥402 | ¥804 | ¥1,206 |
| 詳細 | | | | | |
| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
| 月の初日 | ¥2,470 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥1,890 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | ¥2,470 | ¥2,510 | | | ¥20 |
| | ¥1,890 | ¥2,510 | | | ¥20 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,470 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| | ¥1,890 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,370 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| | ¥1,790 | ¥2,310 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | ¥2,370 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| | ¥1,790 | ¥2,210 | | | ¥20 |

※ 管理療養費は、単一建物居住者20人以上49人以下の場合、月の訪問日数で変動します。

| ●参考 :基本療養費Ⅲ (同一建物 ·同一日50人以上)看護師等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,260 | ¥1,226 | ¥2,452 | ¥3,678 |
| | 30分未満 | ¥11,640 | ¥1,164 | ¥2,328 | ¥3,492 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | 30分以上 | ¥5,040 | ¥504 | ¥1,008 | ¥1,512 |
| | 30分未満 | ¥4,420 | ¥442 | ¥884 | ¥1,326 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,840 | ¥484 | ¥968 | ¥1,452 |
| | 30分未満 | ¥4,220 | ¥422 | ¥844 | ¥1,266 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,740 | ¥474 | ¥948 | ¥1,422 |
| | 30分未満 | ¥4,120 | ¥412 | ¥824 | ¥1,236 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | 30分以上 | ¥4,540 | ¥454 | ¥908 | ¥1,362 |
| | 30分未満 | ¥3,920 | ¥392 | ¥784 | ¥1,176 |
| 詳細 | | | | | |
| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 医療DX情報活用加算 | 物価対応料 |
| 月の初日 | ¥2,610 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥1,990 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | ¥2,610 | ¥2,410 | | | ¥20 |
| | ¥1,990 | ¥2,410 | | | ¥20 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,610 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| | ¥1,990 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,510 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| | ¥1,890 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | ¥2,510 | ¥2,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,890 | ¥2,010 | | | ¥20 |

※ 管理療養費は、単一建物居住者50人以上の場合、月の訪問日数で変動します。

| ●参考 :基本療養費**III** (同一建物 ·同一日**50**人以上)准看護師 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 時間 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | **1**割負担 | **2**割負担 | **3**割負担 |
| 月の初日 | 30分以上 | ¥12,020 | ¥1,202 | ¥2,404 | ¥3,606 |
| | 30分未満 | ¥11,460 | ¥1,146 | ¥2,292 | ¥3,438 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | 30分以上 | ¥4,800 | ¥480 | ¥960 | ¥1,440 |
| | 30分未満 | ¥4,240 | ¥424 | ¥848 | ¥1,272 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,600 | ¥460 | ¥920 | ¥1,380 |
| | 30分未満 | ¥4,040 | ¥404 | ¥808 | ¥1,212 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | 30分以上 | ¥4,500 | ¥450 | ¥900 | ¥1,350 |
| | 30分未満 | ¥3,940 | ¥394 | ¥788 | ¥1,182 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | 30分以上 | ¥4,300 | ¥430 | ¥860 | ¥1,290 |
| | 30分未満 | ¥3,740 | ¥374 | ¥748 | ¥1,122 |
| 詳細 | | | | | |
| 訪問区分 | 基本療養費 | 管理療養費 | ベースアップ<br>評価料**(I )** | 医療**DX**<br>情報活用加算 | 物価対応料 |
| 月の初日 | ¥2,370 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| | ¥1,810 | ¥7,710 | ¥1,830 | ¥50 | ¥60 |
| 月20日目まで<br>管理 :月15日以下) | ¥2,370 | ¥2,410 | | | ¥20 |
| | ¥1,810 | ¥2,410 | | | ¥20 |
| 月20日目まで<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,370 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| | ¥1,810 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月16日以上24日以下) | ¥2,270 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| | ¥1,710 | ¥2,210 | | | ¥20 |
| 月21日目以降<br>管理 :月25日以上) | ¥2,270 | ¥2,010 | | | ¥20 |
| | ¥1,710 | ¥2,010 | | | ¥20 |

※ 管理療養費は、単一建物居住者50人以上の場合、月の訪問日数で変動します。

| ●精神科訪問看護基本療養費**IV** 外泊時の訪問看護) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 訪問区分 | 基本療養費 | 費用額 | 利用者負担額 | | |
| | | | **1**割負担 | **2**割負担 | **3**割負担 |
| 外泊時の訪問看護 | ¥8,500 | ¥8,500 | ¥850 | ¥1,700 | ¥2,550 |

※ 入院中に主治医から在宅療養に備えて一時的な外泊が認められている場合等に算定する区分です。

| ●複数名精神科訪問看護加算 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 職種区分 | 回数 | 条件・補足 | 費用額 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 看護師等 | 1日1回 | 同一建物2人以下 | ¥4,500 | **¥450** | **¥900** | **¥1,350** |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥4,000 | ¥400 | ¥800 | ¥1,200 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥3,400 | ¥340 | ¥680 | ¥1,020 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥3,000 | ¥300 | ¥600 | ¥900 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥2,700 | ¥270 | ¥540 | ¥810 |
| | 1日2回 | 同一建物2人以下 | ¥9,000 | ¥900 | ¥1,800 | ¥2,700 |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥8,100 | ¥810 | ¥1,620 | ¥2,430 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥6,880 | ¥688 | ¥1,376 | ¥2,064 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥6,070 | ¥607 | ¥1,214 | ¥1,821 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥5,460 | ¥546 | ¥1,092 | ¥1,638 |
| | 1日3回以上 | 同一建物2人以下 | ¥14,500 | ¥1,450 | ¥2,900 | ¥4,350 |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥13,000 | ¥1,300 | ¥2,600 | ¥3,900 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥11,050 | ¥1,105 | ¥2,210 | ¥3,315 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥9,750 | ¥975 | ¥1,950 | ¥2,925 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥8,770 | ¥877 | ¥1,754 | ¥2,631 |
| 准看護師 | 1日1回 | 同一建物2人以下 | ¥3,800 | ¥380 | ¥760 | ¥1,140 |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥3,400 | ¥340 | ¥680 | ¥1,020 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥2,800 | ¥280 | ¥560 | ¥840 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥2,500 | ¥250 | ¥500 | ¥750 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥2,200 | ¥220 | ¥440 | ¥660 |
| | 1日2回 | 同一建物2人以下 | ¥7,600 | ¥760 | ¥1,520 | ¥2,280 |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥6,800 | ¥680 | ¥1,360 | ¥2,040 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥5,600 | ¥560 | ¥1,120 | ¥1,680 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥5,000 | ¥500 | ¥1,000 | ¥1,500 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥4,400 | ¥440 | ¥880 | ¥1,320 |
| | 1日3回以上 | 同一建物2人以下 | ¥12,400 | ¥1,240 | ¥2,480 | ¥3,720 |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥11,200 | ¥1,120 | ¥2,240 | ¥3,360 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥9,220 | ¥922 | ¥1,844 | ¥2,766 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥8,230 | ¥823 | ¥1,646 | ¥2,469 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥7,240 | ¥724 | ¥1,448 | ¥2,172 |
| 看護補助者・精神保健福祉士 | 1日1回 ・週1日まで | 同一建物2人以下 | ¥3,000 | ¥300 | ¥600 | ¥900 |
| | | 同一建物3人以上9人以下 | ¥2,700 | ¥270 | ¥540 | ¥810 |
| | | 同一建物10人以上19人以下 | ¥2,100 | ¥210 | ¥420 | ¥630 |
| | | 同一建物20人以上49人以下 | ¥1,900 | ¥190 | ¥380 | ¥570 |
| | | 同一建物50人以上 | ¥1,600 | ¥160 | ¥320 | ¥480 |

※ 同一建物区分は 『2人以下／3人以上9人以下／10人以上19人以下／20人以上49人以下／50人以上」に分かれます。

| ●その他、該当する場合の加算一覧 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 項目 | 条件・補足 | 費用額 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 月単位 | 訪問看護情報提供療養費1・2・3 | 原則は月1回まで※2に関しては各年度1回だが、入園入学転校など月1回算定可能 | ¥1,500 | ¥150 | ¥300 | ¥450 |
| | 在宅患者連携指導加算 | 月1回まで | ¥3,000 | ¥300 | ¥600 | ¥900 |
| | 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 月2回まで | ¥2,000 | ¥200 | ¥400 | ¥600 |
| 都度 | 長時間精神科訪問看護加算 | 週1日まで<br>※厚生労働省基準告知第2の3(2)の場合週3回まで | ¥5,200 | ¥520 | ¥1,040 | ¥1,560 |
| | 夜間・早朝訪問看護加算 | 6時～8時、18時～22時 | ¥2,100 | ¥210 | ¥420 | ¥630 |
| | 深夜訪問看護加算 | 22時～6時 | ¥4,200 | ¥420 | ¥840 | ¥1,260 |
| 退院等 | 退院時共同指導加算 | 退院後1回のみ・病名により2回まで | ¥8,000 | ¥800 | ¥1,600 | ¥2,400 |
| | 特別管理指導加算 | 別表第8に掲げる者について、退院時共同指導加算に上乗せして算定する | ¥2,000 | ¥200 | ¥400 | ¥600 |
| | 退院支援指導加算 | 長時間の訪問の場合 | ¥8,400 | ¥840 | ¥1,680 | ¥2,520 |
| | 退院支援指導加算 | 上記以外の場合 | ¥6,000 | ¥600 | ¥1,200 | ¥1,800 |
| その他 | 訪問看護ターミナルケア療養費1 | 該当時 | ¥25,000 | ¥2,500 | ¥5,000 | ¥7,500 |
| | 訪問看護ターミナルケア療養費2 | 該当時 | ¥10,000 | ¥1,000 | ¥2,000 | ¥3,000 |
| | 遠隔死亡診断補助加算 | 該当時 | ¥1,500 | ¥150 | ¥300 | ¥450 |

上記の契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書への同意を証するため、利用者若しくはその家族が署名もしくは記名の上、各自契約書（電子データを含む）を保有するものとします。

署名日　令和　　年　　月　　日

【事 業 者】
株式会社ノヴァメディカルサービス
〒333-0866　埼玉県川口市芝 4-6-6　2 階
代表取締役　　三田村　春花
【事 業 所】
〒333-0866　埼玉県川口市芝 4-6-6　2 階
アズール訪問看護ステーション川口事業所

【利 用 者】**※署名代行の場合も利用者本人の住所、氏名を記載します**

利用者住所　　〒＿＿＿